



# みらいエコ住宅 2026事業

## 子育て世帯・若者夫婦世帯※による住宅の新築



対象住宅

## ② 長期優良住宅

補助額

**75** (80万円)  
万円/戸

古家の除却を行う場合 +20万

「長期優良住宅」とは、大きく分けて以下 **A** ~ **E** の5つの措置が講じられている住宅を指します。

- A** 長期に使用するための構造及び設備を有していること
- B** 居住環境等への配慮を行っていること
- C** 一定面積以上の住戸面積を有していること
- D** 維持保全の期間、方法を定めていること
- E** 自然災害への配慮を行っていること

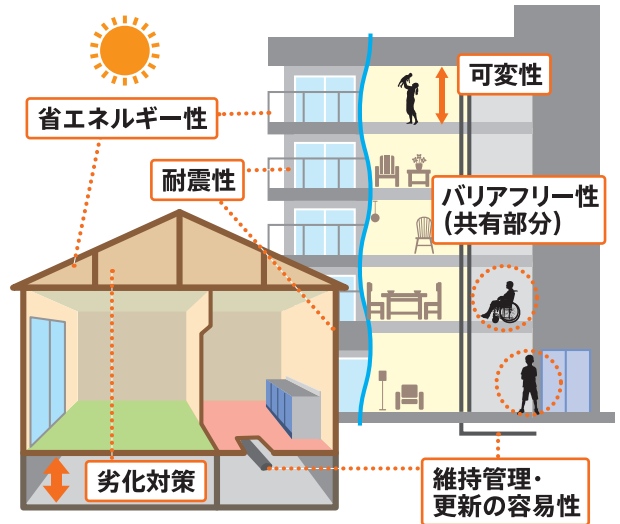
「長期優良住宅」の認定を受けるためには、**A** ~ **E** の全ての措置を講じ、必要書類を添えて所管行政庁に申請することが必要です。認定後、工事が完了すると維持保全計画に基づく点検などが求められます。

省エネ性能	戸建住宅	共同住宅※1
①断熱等性能等級※2	等級 <b>5</b> 以上	等級 <b>5</b> 以上
②一次エネルギー消費量等級	等級 <b>6</b> 以上	等級 <b>6</b> 以上

※1 共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。長期優良住宅建築等計画認定通知書には、認定対象となる住戸番号が記載されている必要があります。

※2 外皮平均熱貫流率及び冷房機の平均日射取得率に関する基準に限ります。

### 長期優良住宅の主な「認定基準」



「長期優良住宅」の認定を受けるためには、次のような認定基準を満たすことが必要です。

長期優良住宅認定制度は、「一戸建ての住宅」「共同住宅等」のどちらも利用できます。

認定基準の詳細内容は「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(2009年2月24日国土交通省告示第209号)」をご覧ください。また、認定基準は住宅性能表示制度の評価方法基準を引用しているため、そちらもあわせてご参照ください。

**劣化対策**  
数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。

**耐震性**  
極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること。

**省エネルギー性**  
必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。

**維持管理・更新の容易性**  
構造躯体に比べて耐用年数が短い設備配管について、維持管理(点検・清掃・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること。

**可変性 (共同住宅・長屋)**  
居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。

**バリアフリー性 (共同住宅等)**  
将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確保されていること。

**居住環境**  
良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

**住戸面積**  
良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。

**維持保全計画**  
建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること。

**災害配慮**  
自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。

#### 一戸建ての住宅

一戸建ての住宅で人の居住の用以外に供する部分を有しないものに限ります。



#### 共同住宅等

共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、店舗等との併用住宅を含みます。

※「長期使用構造等」とは、[劣化対策][耐震性][省エネルギー性][維持管理・更新の容易性][可変性][バリアフリー性]の6つの性能項目です。